

アルコール検知器導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

(1) アルコール検知器

呼気中のアルコール濃度を測定できるもので、別表に示すもの。

(2) 交換用センサー

(1) の対象検知器の交換用センサー

(3) 岐阜県内に認可を受けた営業所に平成26年3月1日から平成27年2月28日までに導入するものに限る。

2. 助成金額

機器及びセンサー価格（オプション・消耗品等含む、消費税は含まず）の3分の1とし、1営業所あたり10万円までとする。但し、百円未満を切り捨てとする。

※但し、国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはできません。

3. 予 算

300万円

4. 交付申請期間

平成26年4月14日（月）～平成26年12月19日（金）

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

(1) 交付決定通知

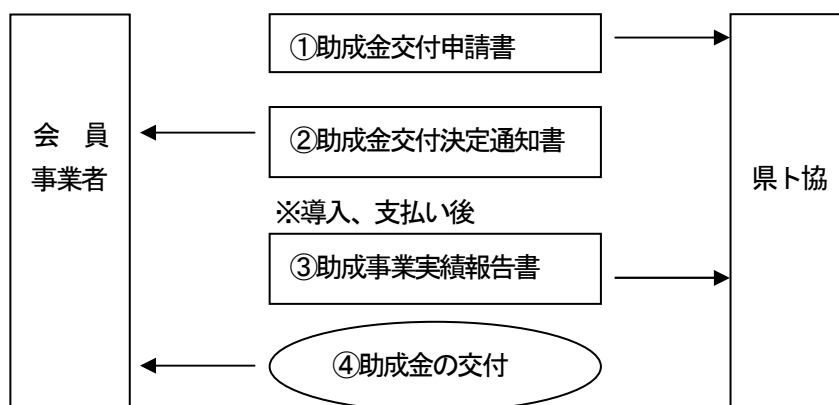
申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。

(2) アルコール検知器導入促進助成事業実績報告書（様式3）

機器導入・支払後、概ね1ヶ月以内にて報告する。

但し、報告期限は平成27年3月2日（月）【導入・支払いは2月末日】までとする。

〈助成のフローチャート〉



※交付決定後の申請の変更又は取下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。